

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 17 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 10）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）等により、令和 8 年 6 月 1 日より実施することとしているところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 5 までのとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

また、「疑義解釈資料の送付について（その 7）」（令和 8 年 5 月 29 日事務連絡）別添 3 の問 7 は、廃止します。

医科診療報酬点数表関係

【リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算等】

問 1 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算及びリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準における「院内で発生した褥瘡 (DESIGN-R2020 分類 d2 以上とする。) を保有している入院患者の割合」について、当該加算の届出以降は毎月要件を満たさなければならないのか。

(答) 届出月及び施設基準等の適合性を確認し、その結果について報告する月 (8 月) (以下「報告月」という。) の前月の初日を調査日として、入院後に院内で発生した褥瘡を保有している入院患者の割合が要件を満たしていればよい。なお、報告月に要件を満たしていなかった場合、変更の届出を行う必要があるが、報告月以後に調査を行い、要件を満たしていれば、再び届出することは可能である。

【診療情報提供料 (I)】

問 2 診療情報提供料 (I) について、「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」(令和 8 年 3 月 27 日保医発 0327 第 2 号) により、診療報酬明細書の摘要欄に保険医療機関を含む全ての情報提供先を記載することとされたが、医事会計システムの当該改定への対応がなされていない等の理由により、情報提供先の記載がない場合の取扱い如何。

(答) 情報提供先については摘要欄への記載が望ましいが、記載が無い場合も算定要件を満たしていれば診療情報提供料 (I) の算定は可能。なお、算定にあたっては、紹介先の医療機関等が特定されている必要があること、交付した文書の写しを診療録に添付することなど、診療情報提供料 (I) の算定要件に留意すること。

【在宅時医学総合管理料】

問 3 「C002」在宅時医学総合管理料の注 16 (施設入居時等医学総合管理料の注 5 の規定により準用する場合を含む。) について、毎年 2 月、5 月、8 月及び 11 月に当該基準の該当可否を確認することとなっているが、2 月、5 月、8 月及び 11 月に当該基準に該当しない (注 16 が適用される) として届け出た医療機関が、その後、2 月、5 月、8 月及び 11 月以外の月に当該基準に該当するようになった場合、その時点で基準に該当しない旨の届出を取り下げ、その翌月からは注 16 を適用せずに算定することは可能か。

(答) 可能。

【医療保護入院等診療料】

問4 「I O 1 4」医療保護入院等診療料の注2において、「2については、1を算定した患者に対して、多職種で退院支援を行った場合に、入院日から起算して6月までの間は3月に1回に限り、6月以降は6月に1回に限り算定する。」とあるが、医療保護入院等で入院し、医療保護入院等診療料1を算定した患者が任意入院に切り替えて入院を継続した場合、任意入院への切り替え後に多職種で退院支援を行った場合についても、医療保護入院等診療料2は算定可能か。

(答) 算定できない。当該診療料は、措置入院、緊急措置入院、医療保護入院及び応急入院での入院中に、医療保護入院等診療料1を算定した患者に対して、多職種で退院支援を行った場合に算定する。

【体外照射】

問5 「疑義解釈資料の送付について(その5)」(令和8年5月8日事務連絡)の別添1の問19に該当する患者について、前立腺癌に対し、症状の緩和を目的として、強度変調放射線治療(IMRT)を実施した場合には、どのように算定すればよいか。

(答) 「M O O 1」の「3」の「ロ」を算定する。

問6 「疑義解釈資料の送付について(その5)」(令和8年5月8日事務連絡)の別添1の問19に該当する患者について、前立腺癌に対し、根治的治療を目的として、強度変調放射線治療(IMRT)を実施していたが、がんによる症状の緩和を目的とした治療に切り替えて、引き続き強度変調放射線治療(IMRT)を実施する場合、症状の緩和を目的とした治療に切り替えた後は、どのように算定すればよいか。

(答) 引き続き一連として「M O O 1」の「3」の「イ」を算定する。なお、実施した照射の回数が、治療開始時に作成した放射線治療計画における照射回数よりも少なくなった場合には、算定告示注7の「治療を取りやめた等の場合」として所定点数を算定する。

問7 「疑義解釈資料の送付について(その5)」(令和8年5月8日事務連絡)の別添1の問19に該当する患者について、前立腺癌に対し、根治的治療を目的として、強度変調放射線治療(IMRT)を実施していたが、がんによる症状の緩和を目的とした治療に切り替えて、高エネルギー放射線治療を実施する場合、症状の緩和を目的とした治療に切り替えた後は、どのように算定すればよいか。

(答) 引き続き一連として「M O O 1」の「3」の「イ」を算定する。なお、

当初の予定照射回数よりも少なくなった場合には、算定告示注7の「治療を取りやめた等の場合」として所定点数を算定する。

問8 「疑義解釈資料の送付について(その5)」(令和8年5月8日事務連絡)の別添1の問19に該当する患者について、前立腺癌に対し、根治的治療を目的として、強度変調放射線治療(IMRT)を実施していたが、骨転移が判明し、前立腺癌への強度変調放射線治療(IMRT)と合わせて、転移性骨腫瘍に対し、症状の緩和を目的として強度変調放射線治療(IMRT)を実施する場合、「M001」の「3」の「イ」に加えて「M001」の「3」の「ロ」を算定できるか。

(答) 算定不可。

問9 「疑義解釈資料の送付について(その5)」(令和8年5月8日事務連絡)の別添1の問19に該当する患者について、前立腺癌に対し、根治的治療を目的として、強度変調放射線治療(IMRT)を実施していたが、骨転移が判明し、前立腺癌への強度変調放射線治療(IMRT)と合わせて、転移性骨腫瘍に対し、症状の緩和を目的として、高エネルギー放射線治療を実施する場合、「M001」の「3」の「イ」に加えて「M001」の「2」を算定できるか。

(答) 同時に実施する場合は算定不可。同一日に2回目の照射として実施した場合には、「M001」の「2」の「ロ」((2)及び(4)に限る。)を算定する。